

政令第百十一号

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項を削り、同条第二項中「平成三十一年地方税法施行令等改正令附則第九条第一項」を「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号。以下「平成三十一年地方税法施行令等改正令」という。）附則第九条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とし、附則第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十五条を削る。

附則第十六条中「附則第九条第三項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十二条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十七条中「附則第九条第四項及び第十四条」を「附則第九条第三項及び第十三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

附則第十八条中「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第十九条を附則第十七条とする。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十七条」を「附則第十五条」に、「附則第九条第四項及び第十四条」を「附則第九条第三項及び第十三条」に改め、「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「附則第十八条」を「附則第十六条」に、「附則第十四条」を「附則第十三条」に改め、

同条を附則第五条とし、附則第七条を附則第六条とする。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。